

「赤穂市空家等対策計画（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

「赤穂市空家等対策計画（案）」に対し市民の皆様から意見を求めた結果、1名から1件のご意見をいただきました。
 また、「赤穂市空き家等の適正管理に関する条例（改正案）」に対するご意見はございませんでした。
 提出いただいたご意見等の概要とそれに対する本市の考え方を、以下のとおり公表いたします。ご協力ありがとうございました。

募集期間 平成29年11月22日（水曜日）～ 平成29年12月21日（木曜日）

提出いただいた意見等の概要及び本市の考え方

番号	項目等	提出いただいた意見等の概要	本市の考え方
1	第4章 施策の展開 2. 流通・活用の促進 （6）特別指定区域制度 活用の検討	<p>市街化調整区域の対策について</p> <p>「用途変更はできない」、「解体後に新築住宅も建設できない」、「売却することもできない」、例外はあるようですが、これもダメあれもダメの状況下で、対応を求められるのは困ります。実際に、売却したくても「市街化調整区域」というだけで不動産業者も取り合わないなど、手も足も出ず対応に窮しています。</p> <p>集落部分はすべて調整区域適用外とするなど、もっと具体的、且つ抜本的な対策案を計画に盛り込むとともに、早急に実行していただけないでしょうか。</p>	<p>【計画（案）のとおりとします】</p> <p>ご指摘のとおり、本市の全域は、都市計画区域に指定され、開発を促進する市街化区域と開発を抑制する市街化調整区域に区分（線引き）され、市街化調整区域においては、厳しい建築制限が行われています。</p> <p>このことから、計画（案）においては、地域活性化等の視点に立ち、空家等の有効活用を図るため、建築基準法、都市計画法等の関係法令を遵守しつつ、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画により、地域に必要な建築物に用途変更が可能となる「特別指定区域制度」の活用を検討し、空家等の流通・活用の促進につなげていきたいと考えております。</p>